

徳島県アンサンブルコンテスト審査内規

第1条 この内規は、徳島県アンサンブルコンテスト実施規定第15条に基づき、審査および判定について定めるものである。

第2条 審査員は5人とし、事務局長、第二事業部長により推薦された候補者の中から理事会で選任し、理事長が委嘱する。

第3条 判定員は、事務局長、第二事業部長がこれにあたる。
2 集計委員会は、第二事業部運営委員がこれにあたる。

第4条 審査員は演奏を「技術」と「表現」の2項目についてA～Eの5段階で評価する。
2 審査結果の集計は、理事長により委嘱された集計員がこれにあたり、次の数値に換算して集計する。
・ A 10点
・ B 8点
・ C 6点
・ D 4点
・ E 2点
3 評価が難しいときは中間点で評価することが出来る。

第5条 集計結果の処理は判定委員会が行う。
2 判定委員会は、集計結果に基づき得点順に並べ、各団体の得点に顕著な差があるところで区切り、金賞・銀賞・銅賞・該当賞無しの3賞のグループ分けの原案を作成する。

第6条 理事長は、判定委員会の原案に基づいて、審査員の意見を聞き、賞を決定する。

第7条 全日本アンサンブルコンテスト四国支部大会の徳島県代表の選出は、次のとおりとする。
(1) 第5条の各団体ごとの評価の総得点の高位から順に代表を選出する。
(2) (1)で同位の場合には、全審査員に同点団体だけに同位がないように順位をつけてもらい、同点団体だけについて高位多数順として、それでも決まらない場合は審査委員長の順位を優先する。

第8条 次の項目の違反の場合は、理事長が違反を確認した上で失格とし、審査の対象としない。
(1) 演奏時間の違反
(2) 演奏者の資格違反
(3) 出演時間に違反し、運営に支障を生じた場合
(4) 曲目・出演者数などによる違反

第9条 審査票は、出演団体に渡し、審査一覧表は出演団体に公表することができる。

第10条 この内規は、理事会の議決により改定することができる。

平成15年4月20日 改定
平成16年4月18日 大会名を改定
平成23年8月26日 一部改定
平成27年4月18日 第2条改定